

仕 様 書

1 業務名

郷土資料館支援策検討ワークショップ実施運営等業務

2 目的

札幌市が建物または土地を所有している郷土資料館（計 13 施設）では、地域の保存団体等が主体的に管理運営を行っているケースが多く、地域に根差した文化・歴史の伝承や周知啓発を行っている。

しかしながら、その多くが利用者の減少、施設や展示の老朽化、管理者の高齢化など、施設の維持・運営にあたって、様々な課題を抱えているところである。

一方で、令和 2 年度に実施した市民アンケートでは、住んでいる地域の歴史を知ることの大切さを認識し、郷土資料館の運営の担い手となる可能性についても見出すことができる結果となっていた。

また、令和 3 年度に実施した「市内郷土資料館のあり方に関する調査検討業務」の報告書においては、利用者や担い手となりうる人等と郷土資料館との接点をどのように作っていくかが、郷土資料館を支援する今後の取組の方向性として示されたところである。

よって、本業務では、地域で郷土資料館を支える仕組みづくりを検討するワークショップを実施し、その結果を検証することで、郷土資料館と市民との接点をつくる具体的な方策を整理することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 25 日（月）

4 業務内容

(1) 概要

郷土資料館の活動等に興味・関心がある市民等を募集し、郷土資料館を支える仕組みづくりを検討するワークショップを実施する。また、ワークショップの結果を検証するとともに、ワークショップの結果について保存団体等への意見聴取を行っ

たうえで、郷土資料館と市民との接点をつくる具体的な方策を整理した報告書を作成する。

(2) ワークショップの実施・運営

ア ワークショップの参加者及び参加者の募集・選定

参加者は10名程度とし、原則、開催する全てのワークショップに参加することを前提とする。また、参加者の募集、選定は受託者において行う。

イ 開催回数及び内容

ワークショップは3回開催する。各回3時間程度とし、各回で実施する内容は次の内容を基本とし、委託者と協議のうえ決定する。

(ア) 第1回

- ・ 郷土資料館の概要、管理運営体制の説明
- ・ 郷土資料館が抱える課題等の説明
- ・ 第2回（現地視察）を行う郷土資料館の説明

(イ) 第2回（現地視察）

- ・ 郷土資料館（1館）の現地視察
- ・ 現地にて保存団体等から館の説明、展示物の解説

※ 現地視察を行う郷土資料館については、委託者により別途指示する。

(ウ) 第3回

- ・ 郷土資料館を支える仕組みづくりについて意見交換
- ・ 郷土資料館の魅力、価値についての意見交換

ウ ワークショップで使用する資料等の準備

ワークショップで使用する資料等は、受託者において作成する。なお、その内容については、委託者と十分に協議を行うこと。

エ 会場設営等

ワークショップを開催する会場は受託者において手配し、使用料等の費用を負担すること。また、当日の会場設営及び終了後の原状回復についても受託者において行い、必要な機材等は受託者において準備すること。

オ 現地視察を実施する郷土資料館との調整

(ア) 現地視察の開催日時や当日の進行などについて、郷土資料館の保存団体等と

調整を行う。

- (イ) 現地視察当日、郷土資料館の案内及び展示の解説を行う講師を保存団体等に対して依頼する。講師派遣に係る謝礼については、委託費に含むものとする。

カ ワークショップの運営

ワークショップ当日の司会、全体の進行は受託者にて行う。また、ワークショップにおける参加者の活発な意見交換を促すため、受託者において適切な議論の誘導、発言のサポート等を行う体制を確保すること。

(3) 保存団体等への意見聴取

現地視察を行った郷土資料館の保存団体等に対して、ワークショップで話し合われた結果を共有し、郷土資料館を支える仕組みについて、郷土資料館の運営者側からの意見を聴取する。

(4) 報告書の作成

上記4(2)及び(3)の内容を整理し、郷土資料館と市民との接点をつくる具体的な方策をとりまとめた報告書を作成する。なお、報告書は、各郷土資料館の保存団体等に共有を行うことも想定した内容とする。また、報告書のデータ形式及び納品方法は委託者と協議のうえ別途決定する。

5 留意事項

- (1) 本業務による成果物等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、成果物等に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務による成果物等について、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。成果物等に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (4) 成果物等の公開に伴い、第三者からの権利侵害の訴えその他の紛争が生じたとき

は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、このことにより委託者に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

(5) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、個人の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後においても、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。

(6) 本業務履行にあたり、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(7) 本業務の履行に当たり疑義を生じた場合は、委託者及び受託者の協議のうえ決定する。